

# 滝上町交通安全協会からのお知らせ

## 自転車に乗る時は

## ヘルメット着用を！

## 全ての世代が対象です

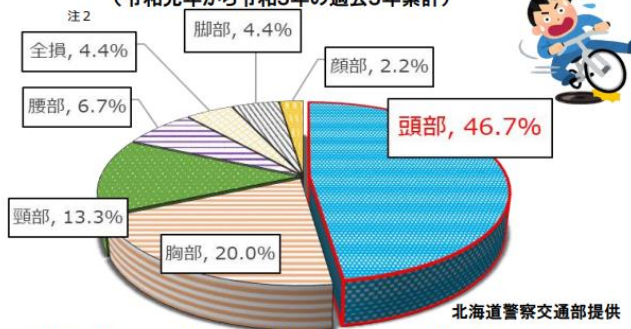


令和5年4月1日から、**全ての自転車利用者**に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。  
自転車利用時は必ずヘルメットを着用しましょう。

**約46.7%**が頭部に致命傷

道内の自転車乗車中の死者約46.7%が頭部に致命傷を負っています。

道内における自転車乗車中死者の人身損傷部位(注1)  
(令和元年から令和5年の過去5年累計)

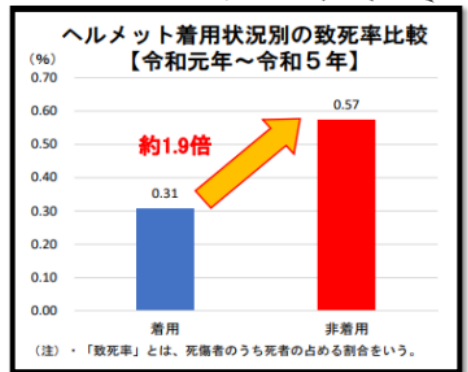


北海道警察交通部提供

注1 「人身損傷部位」…損傷程度が最も重い部位をいい、死亡の場合は致死傷の部位をいう。  
注2 「全損」…人体に損傷が多数あり、致命傷が複数の場合をいう。

ヘルメット非着用時の致死率は**約1.9倍**

自転車乗車中の乗車用ヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合(致死率)は着用時に比べて約1.9倍高くなっており、頭部損傷が重大な事故につながりやすいことがわかります。



出典:警察庁公表資料



## ～自転車乗車用ヘルメット購入助成事業をご活用ください～

北海道交通安全協会では道内にお住いの「交通安全協会会員及びその家族※右の会員証をお持ちの方とその家族」を対象に購入助成事業を実施中です。安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットを購入された会員及びその家族の方最大4名まで 2,000 円相当のクオカードペイを還元しております。

詳しくは裏面をご覧ください。



【購入助成のお問い合わせ】

(一財)北海道交通安全協会  
電話番号 011-737-8701

【交通安全協会会員証に関するお問い合わせ】

滝上町交通安全協会  
電話番号 0158-29-2750

# 道内にお住まいの交通安全協会 会員及びその家族の皆様へ

先着  
800件

自転車乗車用ヘルメットの  
**購入補助**を開始します！

安全基準を満たした自転車  
乗車用ヘルメット(補助対象  
ヘルメット)を購入された会  
員及びその家族の方に

**2,000円**相当の  
クオカードペイで**還元!**



**令和6年4月1日**より受付開始!

事前の受付はいたしません

申請件数が全道で800件に達する  
までの間(最長で8月末を目処とします。)



- ◎ 令和6年4月1日以降に、有効な北海道内の交通安全協会会員証を所持している方及びその家族
- ◎ 会員が申請し、1会員最大4名まで申請可



大切な命を守るために

自転車乗車用ヘルメットを

着用しましょう!

頭部を保護するための自転車  
乗車用のヘルメットであり、以下の  
要件をすべて満たすものとします。

1. 令和6年4月1日以降に購入したもの
2. 新品(未使用品を含む中古品、フリマサイト等での購入は対象外)で、  
価格が、税込み2,000円を超えるもの
3. 次のいずれかの安全基準の認証等を受けているもの

SGマーク (一般財団法人製品安全協会の安全基準適合)	JCFマーク (公益社団法人日本自転車競技連盟の安全基準適合)	CEマーク (欧州連合欧州委員会の安全基準適合)	GSマーク (ドイツ製品安全法が定める安全基準適合)	CPSC マーク (米国消費者製品安全委員会の安全基準適合)

4. 北海道内に所在する販売店(ネット購入は対象外)で購入したもの



**2,000円相当のクオカードペイを800件分還元**

※クオカードペイの詳細はこちらから→<https://www.quocard.com/pay/>

## 1 申請方法

北海道交通安全協会のホームページの申請フォームから申請してください。

<https://safety110.jp/>

(来所、郵送、FAXでの申請受理は行いませんので、ご注意ください。)

スマホの方はこちらのQRコードから申請フォームへ



## 2 申請要領

申請フォームに、住所、氏名、年齢、連絡先電話番号、メールアドレス等の必要事項を入力し、ヘルメット購入時の領収書(購入日、購入金額、購入品名、購入店がわかるものであればレシートでも可)、交通安全協会会員証裏面の写しのほか、安全基準の認証が確認できるヘルメットの写真等のコピーを添付してください。



主催

(一財)北海道交通安全協会、(一社)函館方面交通安全協会、(一社)旭川方面交通安全協会、  
(一社)釧路方面交通安全協会、(一財)北見方面交通安全協会